大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和３年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　イレブンプラザ

所在地　上越市本町四丁目４番８号

設置者　株式会社イレブンビル

２　変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設ＮＯ．１　午前７時00分から午後７時00分

（変更後）荷さばき施設ＮＯ．１　午前６時00分から午後10時00分

３　変更年月日

令和３年11月25日

４　変更の理由

ウェルシア薬局株式会社の運営計画の変更のため

５　届出年月日

令和３年11月24日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和３年12月24日から令和４年４月24日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課　小規模企業支援係

電　　話　025－280－5235

Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp